

(平成24年7月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から51年3月まで

私は、昭和50年4月から妻と一緒に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付した。しかし、申立期間の納付記録は、私だけが未納とされている。納付手続は妻に任せていたが、妻は夫婦二人分をまとめて納付したと言っているため、納付記録を訂正していただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間において、国民年金保険料を全て納付している。

また、夫婦二人分をまとめて納付したとする申立人の妻の国民年金加入期間についても全て納付されていることが確認できる。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年2月に夫婦連番で払い出されており、前後の任意加入被保険者の加入状況等から、申立人に係る国民年金の加入手続は51年12月頃に行われたものと推認でき、この時点では、申立期間の保険料は過年度納付することが可能である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付しなかった事情も見当たらないことから、申立期間の保険料についても納付されたものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成16年7月10日及び同年12月15日について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、同年7月10日は17万8,000円、同年12月15日は20万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月15日
② 平成16年7月10日
③ 平成16年12月15日
④ 平成17年7月10日
⑤ 平成17年12月15日
⑥ 平成18年7月10日
⑦ 平成18年12月15日

A社で勤務していた期間のうち、平成18年7月10日に支給された賞与に係る標準賞与額は17万円であるが賞与支給額よりも低額である上、15年12月15日、16年7月10日、同年12月15日、17年7月10日、同年12月15日及び18年12月15日に支給された賞与に係る標準賞与額の記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人については、申立期間②及び③の賞与に係る標準賞与額の記録は確認できないが、申立人から提出のあった賞与明細書によると、当該期間に係る賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていることが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基

づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険の給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、申立人から提出のあった平成16年7月10日及び同年12月15日の賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与支給額から、同年7月10日は17万8,000円、同年12月15日は20万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間②及び③に係る賞与に関する届出を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に見合う保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、申立人から提出のあった平成15年12月15日の賞与明細書を見ると、事業主により賞与から厚生年金保険料が控除されていない上、事業主も「申立人の申立期間①における賞与から保険料を控除していない。」と回答している。

また、申立期間④、⑤及び⑦について、当初、A社は、申立人に係る賞与支払届を提出していなかったが、申立期間④、⑤及び⑦に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年10月に、賞与支払届に基づき標準賞与額は、17年7月10日は27万5,000円、同年12月15日は28万5,000円、18年12月15日は29万円に訂正されているものの、申立人から提出のあった賞与明細書によると、事業主により賞与から保険料が控除されていない上、事業主も、「申立人の申立期間④、⑤及び⑦における賞与から保険料を控除していない。」と回答している。

さらに、申立期間⑥について、当初、A社は、申立人に係る標準賞与額を17万円として届出していたが、申立期間⑥に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年10月に、賞与支払届に基づき標準賞与額は27万円に訂正されているものの、申立人から提出のあった賞与明細書によると、事業主により賞与から保険料が控除されていない上、事業主も「申立人の申立期間⑥における賞与から保険料を控除していない。」と回答している。

このほか、申立期間①、④、⑤、⑥及び⑦に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間①、④、⑤、⑥及び⑦について、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 4711

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和44年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月1日から同年6月1日まで

私は、昭和44年4月1日にA社に入社し、同年6月1日付けで本社からC工場に配属されたが、申立期間も継続して同社に勤務していたので、調査の上、記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

B社及びD企業年金基金の回答並びに雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和44年6月1日に同社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、事業主は、資格喪失日を昭和44年5月1日として届け出たことが確認できることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額と認められることから、申立期間①の標準報酬月額を28万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間①のうち、平成6年2月及び同年3月について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

申立期間②について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成6年7月1日であると認められることから、申立期間②の資格喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額については、同年4月は28万円、同年5月及び同年6月は8万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立期間②に係る上記訂正後の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年4月1日から6年4月30日まで
② 平成6年4月30日から同年7月1日まで

A社に勤務した期間のうち、平成5年4月1日から6年4月30日までにおける標準報酬月額は、給与から控除されていた標準報酬月額と一致しない。また、同年4月30日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料が

給与から控除されていたのに、当該期間が厚生年金保険被保険者期間となっていない。調査の上、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、28万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなったと届出された平成6年4月30日以降の同年5月26日付けで、5年4月1日に遡って8万円に引き下げられていることが確認できる上、複数の元従業員についても、申立人と同様に引き下げられていることが確認できる。

また、A社に係る閉鎖事項全部証明書により、申立人は、同社の役員ではなかったことが確認できる上、同社の複数の元従業員は、「申立期間①当時、申立人の職種は営業であった。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、当該訂正処理を遡及して行う合理的な理由はなく、申立人の、申立期間①に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から28万円と訂正することが必要と認められる。

- 2 次に、申立期間①のうち、平成6年2月1日から同年4月30日までの期間について、申立人が所持する給与明細書において、上記遡及訂正前のオンライン記録の標準報酬月額より高い支給額及び保険料控除額が確認できるところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の平成6年2月及び同年3月の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書において確認できる厚生年金保険料額から30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資料を保管しておらず、不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

3 申立期間②について、申立人が所持する給与明細書において、申立期間②に係る給与が支給されていることから、申立人がA社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録では、A社は、平成6年7月7日に、同年4月30日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなった処理がされているが、当該適用事業所ではなくなったとする日は、上記1のとおり、有効な記録訂正があったとは認められない遡及訂正日（同年5月26日）より前の日付となっている。

また、履歴事項全部証明書によると、A社は現在も閉鎖されておらず、申立期間②当時、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成6年4月30日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日に係る記録を同年7月1日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を、同年4月は28万円、同年5月及び同年6月は8万円に訂正することが必要である。

4 さらに、申立期間②について、申立人が所持する給与明細書によると、上記遡及訂正前のオンライン記録の標準報酬月額より高い支給額及び保険料控除額が確認できるところ、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②の標準報酬月額については、上記給与明細書において確認できる厚生年金保険料額から30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資料を保管しておらず、不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、平成13年6月は15万円、同年7月は20万円、同年8月は24万円、同年9月から14年7月までは28万円、同年8月から15年8月までは32万円、同年9月から16年7月までは30万円、同年8月から17年10月までは34万円、同年11月から19年6月までは38万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の13年6月から16年6月までは11万円、同年7月から19年6月までは16万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を、13年6月から同年10月までは28万円、同年11月から14年1月までは30万円、同年2月は28万円、同年3月から同年6月までは32万円、同年7月は38万円、同年8月から同年10月までは34万円、同年11月は32万円、同年12月及び15年1月は30万円、同年2月は28万円、同年3月から同年5月までは30万円、同年6月から16年1月までは32万円、同年2月から同年4月までは34万円、同年5月から同年8月までは32万円、同年9月は30万円、同年10月から17年3月までは32万円、同年4月から同年6月までは34万円、同年7月及び同年8月は38万円、同年9月から19年3月までは36万円、同年4月から同年6月までは38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年6月1日から19年7月1日まで
私は、平成13年6月1日からA社において、厚生年金保険の標準報酬月

額が給与支給額より低い額で届けられていた。21年8月21日に事業主から社会保険事務所(当時)に対し給与支給額に基づく標準報酬月額の見直し届が提出されたが、申立期間については、時効により訂正されなかったことに納得できない。申立期間も見直ししてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初、平成13年6月から16年6月までは11万円、同年7月から19年6月までは16万円と記録されたが、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の21年8月21日に、13年6月は15万円、同年7月は20万円、同年8月は24万円、同年9月から14年7月までは28万円、同年8月から15年8月までは32万円、同年9月から16年7月までは30万円、同年8月から17年10月までは34万円、同年11月から19年6月までは38万円に見直されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該見直し後の標準報酬月額ではなく、当初記録されていた標準報酬月額となっている。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の見直し及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、事業主から提出のあった申立人の申立期間に係る給与明細書から確認できる厚生年金保険料控除額から、平成13年6月から同年10月までは28万円、同年11月から14年1月までは30万円、同年2月は28万円、同年3月から同年6月までは32万円、同年7月は38万円、同年8月から同年10月までは34万円、同年11月は32万円、同年12月及び15年1月は30万円、同年2月は28万円、同年3月から同年5月までは30万円、同年6月から16年1月までは32万円、同年2月から同年4月までは34万円、同年5月から同年8月までは32万円、同年9月は30万円、同年10月から17年3月までは32万円、同年4月から同年6月までは34万円、同年7月及び同年8月は38万円、同年9月から19年3月までは36万円、同年4月から同年6月までは38万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時、適切に手続を行っていなかったことを認めており、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届及び健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎報酬見直し届を、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年8月21日に社会保険事務所に提出したことが確認できることから、当初、事業主は、見直し前の標準

報酬月額として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格喪失日に係る記録を昭和37年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月30日から同年6月1日まで

私は、昭和36年8月頃、A社C支店に入社し、47年6月20日に同社D支店を退社するまでの間、同社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社C支店における申立期間当時の元同僚及び社会保険事務担当者の供述並びに申立人に係る雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、同社において、申立期間も継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人は、「昭和36年8月頃にA社C支店に入社し、申立期間も勤務形態の変更はなかった。」と供述しているところ、同社同支店は37年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、それ以前の申立人の同保険の被保険者記録は同社に係るものであることが確認できる。

このことから、申立人は、A社C支店に勤務しながら、同社の厚生年金保険被保険者であったことが確認できるところ、同社同支店が適用事業所となったことに伴い、申立人の被保険者資格が同社同支店に移されたと認められ、同社における被保険者資格喪失日を同社同支店が適用事業所となった昭和37年6月1日とすべきところを誤って同年5月30日とされたものと認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与か

ら控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和37年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、ほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格喪失日に係る記録を昭和37年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月30日から同年6月1日まで

私は、昭和36年9月8日、A社C支店に入社し、42年3月20日に同社同支店を退社するまでの間、同社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社C支店における申立期間当時の元同僚及び社会保険事務担当者の供述並びに申立人に係る雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、同社において、申立期間も継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人は、「昭和36年9月8日にA社C支店に入社し、申立期間も勤務形態の変更はなかった。」と供述しているところ、同社同支店は37年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、それ以前の申立人の同保険の被保険者記録は同社に係るものであることが確認できる。

このことから、申立人は、A社C支店に勤務しながら、同社の厚生年金保険被保険者であったことが確認できるところ、同社同支店が適用事業所となったことに伴い、申立人の被保険者資格が同社同支店に移されたと認められ、同社における被保険者資格喪失日を同社同支店が適用事業所となった昭和37年6月1日とすべきところを誤って同年5月30日とされたものと認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与か

ら控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和37年4月の社会保険事務所(当時)の記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、ほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和37年6月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C支店における資格取得日に係る記録を昭和40年8月21日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

さらに、申立期間③に係る申立人のA社D支店における資格取得日は、昭和45年1月1日であると認められることから、申立人の同社同支店における資格取得日に係る記録を同年同月同日に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年5月30日から同年6月1日まで
② 昭和40年8月21日から同年9月7日まで
③ 昭和45年1月1日から同年同月7日まで

私は、昭和35年10月頃、A社D支店に入社し、その後も同社の支店間の異動はあるものの、47年1月20日に同社同支店を退社するまでの間、同社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間①、②及び③の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 A社D支店における申立期間当時の元同僚及び社会保険事務担当者の供述並びに申立人に係る雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、

同社において、申立期間も継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人は、「昭和 35 年 10 月頃に A 社 D 支店に入社し、申立期間も勤務形態の変更はなかった。」と供述しているところ、同社同支店は 37 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、それ以前の申立人の同保険の被保険者記録は同社に係るものであることが確認できる。

このことから、申立人は、A 社 D 支店に勤務しながら、同社の厚生年金保険被保険者であったことが確認できるところ、同社同支店が適用事業所となったことに伴い、申立人の被保険者資格が同社同支店に移されたと認められ、同社における被保険者資格喪失日を同社同支店が適用事業所となった昭和 37 年 6 月 1 日とすべきところを誤って同年 5 月 30 日とされたものと認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の A 社に係る昭和 37 年 4 月の社会保険事務所（当時）の記録から、3 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、ほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、A 社 C 支店における申立期間当時の元同僚の供述及び申立人に係る雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（同社 E 支店から同社 C 支店に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、異動日については、申立人の A 社 E 支店における厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和 40 年 8 月 21 日である上、同社 C 支店における申立人の申立期間当時の部下であった元同僚は、「申立人は、同年同月同日に当支店に着任したものの、事務担当者が届出を翌月に行ったために空白期間が生じたものと思う。」と供述していることから、同年同月同日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の A 社 C 支店に係る昭和 40 年 9 月の社会保険事務所の記録から、3 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料の事業主による納付義務

の履行については、事業主は不明であるとしており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間③について、A社D支店における申立期間当時の元同僚の供述及び申立人に係る雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務（同社C支店から同社D支店に異動）していたことが確認できる。

また、異動日については、申立人のA社C支店における厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和45年1月1日である上、同社D支店に申立人と同時期に異動となった元同僚（支店長）は、「申立人については、事務担当者が正月休み（1日から5日まで）明けに手続をしたため、空白期間が生じたものと思う。」と供述していることから、45年1月1日とすることが妥当である。

兵庫厚生年金 事案 4717

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 3 月 8 日から 52 年 10 月 16 日まで
② 昭和 53 年 2 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
③ 昭和 53 年 10 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
④ 昭和 53 年 12 月 1 日から 57 年 8 月 16 日まで

私は、申立期間①から④までにおいて、それぞれ異なる事業所で勤務したが、厚生年金保険に記録されている標準報酬月額は、当時の給与支給額と比較して低いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「A社に勤務した時の厚生年金保険の標準報酬月額は、当時の給与支給額より低い。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録により、A社において、申立期間①前後に厚生年金保険の被保険者資格を有する女性の元従業員のうち 17 人を抽出し照会を行ったところ、9 人から回答が得られ、そのうち 5 人は、「当時の給与支給額と標準報酬月額の記録は、ほぼ一致している。」と回答し、当該 5 人のうちの 1 人が保管する昭和 52 年 8 月の給与明細書によると、厚生年金保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に見合う額であることが確認できる上、同社の元事務担当者は、「社会保険料については、会社と従業員とで折半し、保険料額は標準報酬月額を基に計算していた。本人負担分の保険料控除額を上回る額を控除するようなことは一切していない。」と証言している。

また、オンライン記録により、A社において、申立人と同年度に厚生年金保険の被保険者資格を取得している女性の元従業員 33 人の資格取得時の標準報酬月額と比較しても、申立人の標準報酬月額だけが著しく低いというよ

うな状況は見られない上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）の申立人の標準報酬月額、全てオンライン記録と一致しており、遡って訂正されているような不自然な点も見当たらない。

さらに、A社は、申立人に係る保管資料として、採用時の辞令簿及び退職時の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書を提出しているものの、その他の資料は社内整理により廃棄処分済みと回答していることから、申立人の申立期間①における給与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することができないが、上記の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の標準報酬月額欄には10万4,000円と記入されており、これは、同社に係る被保険者名簿の申立人の昭和52年10月の標準報酬月額の記載と一致している。

加えて、B健康保険組合は、「A社は、昭和52年7月*日に当健康保険組合に加入し、申立人の同組合における資格取得日は同日、資格喪失日は同年10月16日、標準報酬月額は同年7月が9万2,000円、同年10月は10万4,000円である。」と回答しており、当該標準報酬月額の記録は、同社に係る被保険者名簿の申立人の標準報酬月額の記載と一致している。

2 申立期間②について、申立人は、「C社に勤務した時の厚生年金保険の標準報酬月額は、当時の給与支給額より低い。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録により、申立期間②にC社において、厚生年金保険の被保険者資格を有する女性の元従業員のうち16人を抽出し照会を行ったところ、9人から回答が得られ、そのうち3人は、「当時の給与支給額と標準報酬月額の記録は、ほぼ一致している。」と回答し、上記9人のうちの申立人と同職種であった1人が保管する給与明細書によると、申立期間②当時の厚生年金保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に見合う額であることが確認できる。

また、C社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和51年7月6日から申立人が同社における被保険者資格を喪失した53年10月1日までの期間に、同社において被保険者資格を取得している女性の元従業員55人の標準報酬月額と比較しても、申立人の標準報酬月額だけが著しく低いというような状況は見られない上、同社に係る被保険者名簿の申立人の標準報酬月額は、全てオンライン記録と一致しており、遡って訂正されているような不自然な点も見当たらない。

さらに、C社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の元事業主に対して照会したが回答が得られず、元事務担当者は既に死亡していることから、申立人の申立期間②における給与支給額及び厚生年金保険料控除額について供述を得ることができない。

3 申立期間③について、申立人は、「D社に勤務した時の厚生年金保険の標

標準報酬月額は、当時の給与支給額より低い。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録により、申立期間③にD社において、厚生年金保険の被保険者資格を有する女性の元従業員 28 人を抽出し照会を行ったところ、回答が得られた 17 人のうち 7 人が年金記録の標準報酬月額と当時の給与支給額と一致しないと回答し、そのうち 6 人は、当時の給与支給額の方が年金記録の標準報酬月額よりも高かったと回答しているものの、上記 7 人とは別の元従業員の 1 人が、「給与は、基本給に出来高が加算されていた。年金記録を見たとき、標準報酬月額は、基本給の額だけがついているのだと思った。」と証言していることから、同社では、実際に支払っていた給与より低い標準報酬月額を届け出ていることがうかがえる。

また、複数の元従業員が事務担当者であったと記憶する元従業員は、「届出された標準報酬月額を超える保険料が控除されて問題になったことは考えられない。従業員の厚生年金保険料は、届け出られた標準報酬月額に基づいて計算した額を控除していた。必要額以上の保険料は控除していない。」と回答している。

さらに、D社の元事業主は、「当事業所は、既に破産し、管財人がすべての関連書類を破棄したため提供不能。保険料控除については、担当外であったため不明。」と回答していることから、申立人の申立期間③における給与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

加えて、オンライン記録により、D社において、申立人と同時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得している女性 10 人の資格取得時の標準報酬月額と比較しても、申立人の標準報酬月額だけが著しく低いというような状況は見られない上、同社に係る被保険者名簿の申立人の標準報酬月額は、全てオンライン記録と一致しており、遡って訂正されているような不自然な点も見当たらない。

- 4 申立期間④について、申立人は、「E社に勤務した時の厚生年金保険の標準報酬月額は、当時の給与支給額より低い。」と主張しているところ、申立人から提出された昭和 57 年 7 月 15 日の離職当時の「雇用保険受給資格者証」によると、賃金日額は 5,964 円と記載されていることから、1 か月当たりの賃金額は 17 万 8,920 円となり、当該額は、同社における資格喪失時の標準報酬月額として記録されている 9 万 8,000 円を上回っていることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録により、E社において、申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している元従業員 19 人に照会し、11 人から回答が得られたものの、給与明細書等の厚生年金保険料控除額を確認できる資料を保管している者は確認できなかったが、そのうちの一人は、「標準報酬月額は、実際の給料額よりも低くしているから、給料から引かれる保険料も安くなっていると社長から言われたことを覚えている。」旨、証言して

いることから、同社では、実際に支払っていた給与より低い標準報酬月額を届け出ていることがうかがえる。

また、商業登記簿謄本によると、E社は、D社に吸収合併されていることが確認できるところ、上述の元事業主は、「E社は、D社が引き継いだ、既に破産し、管財人がすべての関連書類を破棄したため関係書類は所在不明。保険料控除については、担当外であったため不明。」と回答していることから、申立人の申立期間④における給与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

さらに、オンライン記録により、E社において、申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している女性の元従業員19人の標準報酬月額と比較しても、申立人の標準報酬月額だけが著しく低いというような状況は見られない上、同社に係る被保険者名簿の申立人の標準報酬月額は、全てオンライン記録と一致しており、遡って訂正されているような不自然な点も見当たらない。

- 5 このほか、申立人が、申立期間①から④までにおいて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①から④までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 13 年 11 月 1 日から 16 年 3 月 31 日まで
② 平成 17 年 1 月 1 日から 19 年 2 月 1 日まで

私の年金記録を見ると、A社に勤務していた平成 13 年 11 月 1 日から 16 年 3 月 31 日までの期間及びB社に勤務していた 17 年 1 月 1 日から 19 年 2 月 1 日までの期間の標準報酬月額は、全て 15 万円となっているが、私の手書きの手取額の控え及び「平成 15 年度市民税・県民税特別徴収税額の通知書（納税義務者用）」並びに平成 15 年分から 18 年分までの「給与所得の源泉徴収票」から見た各月の給与の額よりも低額となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人から提出のあった「平成 15 年度市民税・県民税特別徴収税額の通知書（納税義務者用）」及び平成 15 年分と 16 年分の「給与所得の源泉徴収票」並びにA社から提出のあった申立人に係る賃金日額の集計表から判断すると、申立人は、ほとんどの月でオンライン記録の標準報酬月額（15 万円）を大幅に上回る給与を事業主により支給されていたことがうかがえる。

しかしながら、A社は、「申立期間に係る給与支給額、厚生年金保険料控除額を確認できる賃金台帳、源泉徴収票等の資料は廃棄している。また、従業員の給与は日払いであったため、給与明細書等は発行していなかった。」と回答しており、申立人の申立期間①に係る保険料控除等を確認することができない。

また、A社は、「申立人については、給与は日払いであり、厚生年金保険料の控除ができなかったことから、給与から保険料を控除していない。申立

人に係る保険料については全額当社が負担し、申立人に係る標準報酬月額については、オンライン記録どおりの15万円で届出をしていたと思う。」と回答している上、申立人も、「給与は日々支給しており、保険料は控除されていなかった。」と供述している。

さらに、申立人から提出のあった「平成15年度市民税・県民税特別徴収税額の通知書（納税義務者用）」及び平成15年分と16年分の「給与所得の源泉徴収票」により確認できる社会保険料額は、オンライン記録の標準報酬月額（15万円）に相当する厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料の合計額とおおむね一致している。

- 2 申立期間②について、申立人から提出のあった平成17年分と18年分の「給与所得の源泉徴収票」及び各月の手取額の控え並びに申立人に係る雇用保険受給資格者証の退職時賃金日額（1万376円）から判断すると、申立人は、ほとんどの月でオンライン記録の標準報酬月額（15万円）を大幅に上回る給与を事業主により支給されていたことがうかがえる。

しかしながら、B社は、厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の元事業主は、「当社の給与、社会保険の事務手続等の業務は、A社に依頼していたため、申立人の給与から保険料が控除されていたか否かについては分からない。」と回答している上、当該業務の依頼先である同社も、「申立期間②に係る給与支給額、保険料控除額を確認できる賃金台帳、源泉徴収票等の資料は破棄している。」と供述しており、申立人の申立期間②に係る保険料控除等を確認することができない。

また、A社は、「申立人については、給与は日払いであり、厚生年金保険料の控除ができなかったことから、給与から保険料は控除していない。申立人に係る保険料については全額会社が負担し、申立人の標準報酬月額については、採用時に取りあえず15万円で届出を行い、その後の月額変更の届出を怠っていた。」と回答している上、申立人も、「給与は日々支給しており、保険料は控除されていなかった。」と供述している。

さらに、前述の申立人から提出のあった平成17年分と18年分の「給与所得の源泉徴収票」により確認できる社会保険料額は、オンライン記録の標準報酬月額（15万円）に相当する厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料の合計額とおおむね一致している。

加えて、B社に係る平成17年及び18年の「健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届」及び19年2月1日の「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届」を見ると、申立人の標準報酬月額は、いずれも15万円で届出されていることが確認でき、オンライン記録と一致している。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 10 月 1 日から平成元年 10 月 1 日まで
② 平成元年 12 月 1 日から 6 年 11 月 30 日まで

昭和 60 年から平成 2 年頃までの私の給与は 60 万円、3 年から 6 年までの給与は 85 万円であった。したがって、申立期間①の標準報酬月額を 47 万円に、申立期間②の標準報酬月額を 53 万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「当該期間の給与額は 60 万円であった。」と主張している。

しかしながら、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は、同社の代表取締役であったことが確認できるところ、「会社の資料等は保管していない。」と供述している。

また、オンライン記録によると、申立期間①において、当時、取締役であった申立人の妻及び複数の元従業員の標準報酬月額についても従前の定時決定における標準報酬月額より減額されていることが確認できるものの、申立期間①に係る定時決定は遡及された処理ではなく、不自然な点も見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、「昭和 60 年から平成 2 年頃までの給与額は 60 万円、3 年から 6 年までの給与額は 85 万円であった。」と主張している。

しかしながら、申立期間②のうち、平成元年 12 月 1 日から 3 年 10 月 1 日までの期間及び 6 年 10 月 1 日から同年 11 月 30 日までの期間については、上記のとおり、申立人は資料等の保管をしていない上、当該期間に係る標準報酬月額のオンライン記録に遡及訂正等、不自然な点も見当たらない。

また、申立期間②のうち、平成 3 年 10 月 1 日から 4 年 10 月 1 日までの期間の申立人の標準報酬月額については、当初、62 万円と記録されていたと

ころ、6年3月10日付けで遡って15万円に引き下げられていること、4年10月1日から5年10月1日までの期間の申立人の標準報酬月額については、当初、83万円と記録されていたところ、同年10月7日付けで遡って同年5月1日から15万円に変更する随時改定が行われ、さらに6年3月10日付けで当該随時改定を取り消し、4年10月1日まで遡って15万円に引き下げられた後、6年10月7日付けで、再度9万8,000円に引き下げられていること、及び5年10月1日から6年10月1日までの期間の申立人の標準報酬月額については、当初、83万円と記録されていたところ、5年10月7日付けで遡って15万円に引き下げられ、さらに6年10月7日付けで、再度9万8,000円に引き下げられていることがそれぞれ確認できる。

しかしながら、上記のとおり、申立人は事業主であったところ、「A社は平成6年2月に事実上倒産した。私は、同社の社会保険料の納付に関する相談のためB社会保険事務所(当時)に2回か3回行った。対応した職員から、私の給料を下げた計算することを提案され、それは保険料との相殺を意味すると感じ承諾した。代表取締役印は自身が管理していた。」と供述している上、複数の元従業員が、「同社の全ての決定権は申立人にあった。」と証言していることから、社会保険事務所(当時)が、事業主であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で処理を行ったものと認めることはできない。

- 3 これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間②のうち、平成3年10月1日から6年10月1日までの期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者(申立人)が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

仮に、申立期間①及び申立期間②のうち、平成元年12月1日から3年10月1日までの期間及び6年10月1日から同年11月30日までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月 21 日から 45 年 8 月 6 日まで

私は、A社で勤務し、昭和 45 年 8 月 * 日に結婚のため退職したが、同社に係る脱退手当金は受給した記憶が無いにもかかわらず、受給したこととなっており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金裁定請求書によると、昭和 46 年 1 月 28 日付けの受付印、同年 2 月 12 日付けの小切手交付済の印が確認できる上、申立人の署名と捺印が確認できる。

また、申立期間の脱退手当金については、支給額に計算上の誤りは無く、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、A社を退職後の期間において、長期間、国民年金に未加入となっており、脱退手当金支給決定日当時、申立人が公的年金を通算する明確な意思を有していたとは考え難い。

このほか、受給した記憶が無いという申立人の主張のほかに、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる具体的な周辺事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 4721 (事案 2351、4380、4616 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 3 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
② 昭和 31 年 3 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
③ 昭和 32 年 3 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
④ 昭和 33 年 3 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
⑤ 昭和 34 年 3 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

私は、申立期間①から⑤までについて、A社B支店に勤務していた。調査の上、年金記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

過去3回の申立てについて、i) A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)において、申立人の氏名及び申立人が記憶する元上司の氏名は確認できない上、当該被保険者名簿により、申立期間に厚生年金保険被保険者資格を有し、所在が確認できた元従業員15人に照会し、8人から回答を得たものの、全員が申立人を覚えていないと回答していること、ii) 同社の人事部長は、「先輩から、C社員には特定の季節だけ雇用された短期社員と、1年を通して雇用された長期社員がおり、短期社員は厚生年金保険に加入しなかったようだ、と聞いている。」と回答していること、iii) 申立期間当時、同社D支店に勤務していた元従業員一人は、「E工場において、短期社員として厚生年金保険に加入しない者が大勢勤務していた。時期は定かではないが、短期社員が身分保障を求め会社と団体交渉を行ったことがある。」と証言していること、iv) 申立人から、「申立期間に医療機関で診療を受け、その時に健康保険を使った。」との主張があり、申立人が治療を受けたとする二か所の医療機関を調査したものの、一方の医療機関は、「当時の治療記録は保存していない。」と回答しており、もう一方の医療機関は所在が確認できないことから、申立人の健康保険に係る主張を確認することができないこと、v) 新たに、同社B支店に係る被保険者名簿により、申立期間に厚生年

金保険被保険者資格を有し、所在が確認できた元従業員 5 人に追加照会し、1 人から回答を得たものの、当該元従業員は、「F 市（当時）及び G 市（当時）の主任として C 社員を掌握していたが、申立人の氏名には記憶が無い。申立人は、短期社員ではないか。短期社員は、厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と証言していること、vi) 申立人は、「所在が確認できない医療機関は、H 市内の病院である。」と主張しているところ、当該病院は、「申立期間当時の診療記録は保存していない。」と回答しており、申立人の健康保険に係る主張を確認することができないこと等から、当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成 22 年 11 月 15 日付け、23 年 10 月 17 日付け及び 24 年 2 月 20 日付けで通知が行われている。

今回、4 回目の申立てに当たり、申立人は、新たな資料等を提出すること無く、「非あっせんの理由に、『短期社員が行政指導を仰ぎ、会社側と団体交渉して身分保障を求めたことがある。』とあるが、事実であれば、会社は、遡り私の厚生年金保険被保険者の資格を取得するしか解決は無いと考える。」と主張しているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」（平成 19 年 7 月 10 日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

本事案では、昭和 30 年当時の関係資料等は保存期間が経過しており現存していない。それゆえ、申立人の勤務実態及び申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる事情が無いかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、A 社及び元従業員の証言などから、申立人の勤務実態を特定することはできず、むしろ申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で事業主の事務処理の理由の如何にかかわらず、保険料を控除されていたとする申立人の主張以外に保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年3月11日から26年8月30日まで
② 昭和27年6月1日から39年4月1日まで

A社B店に勤務していた期間の脱退手当金が支給されたことになっているが、受給した記憶も無く納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する厚生年金保険被保険者証によると、脱退手当金が支給されたことを表す「脱 39.12.8 C」の印が確認できる。

また、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の印が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。